

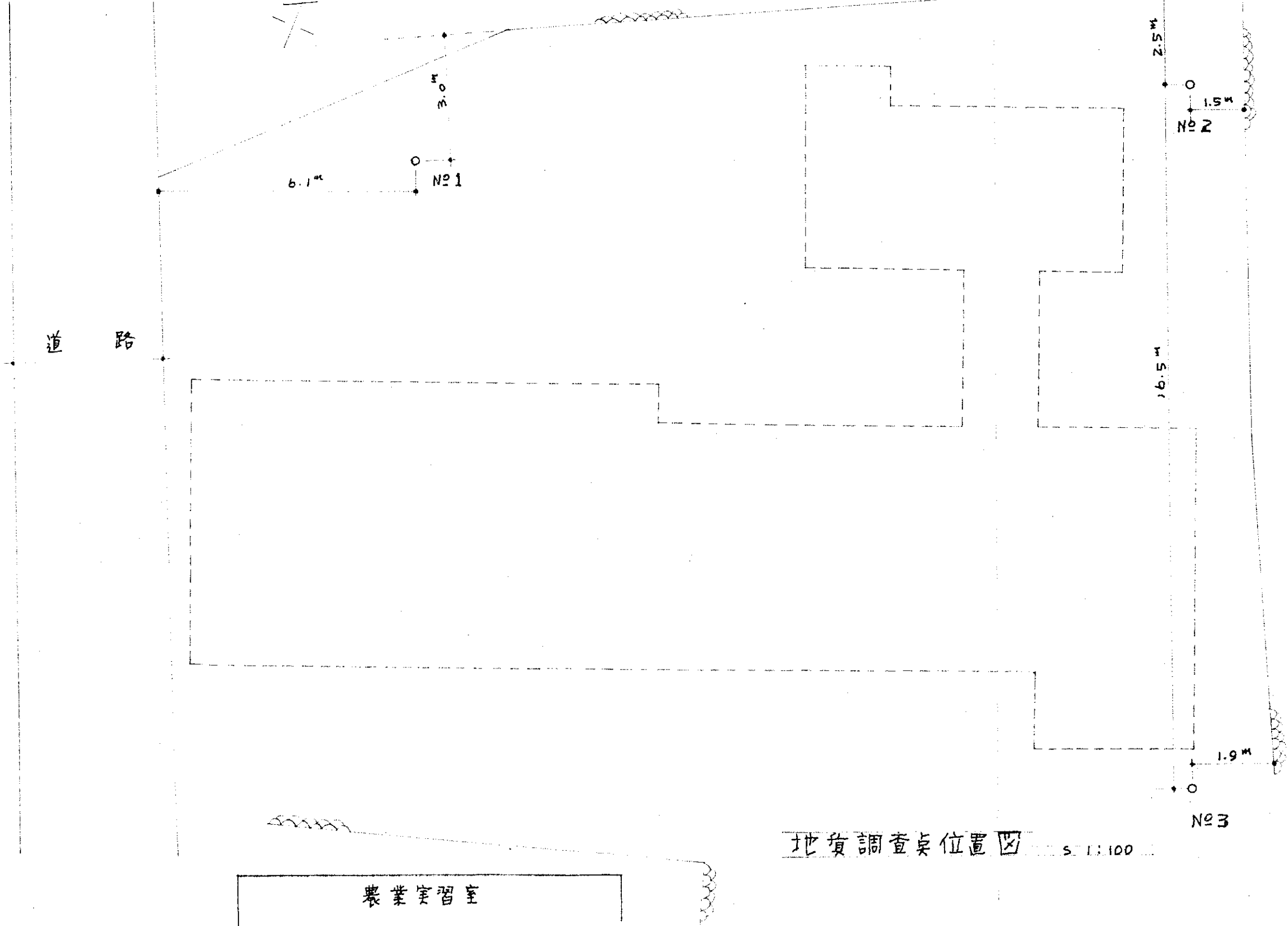
ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご利用ください。

栃木県土木部建築課



地境調査位置図 1:100

農業實習室

ボーリング柱状図

工事名 **新築地盤調査**
 発注者
 施行者
 施工年月

総掘進長 **10** M
 ELE **省略** M

No. **2** 号孔縮尺1/100
 掘進方法 **ロータリーコアボーリング**
 ボーリング機名 **カノム**
 現場主任

標尺 M	深度 M	層厚 M	図表	地下水位 M	地質				口径	標準貫入試験						不規則資料	記事	
					名称	状況	色調	相対 緊密度		施深 行度	打撃 回数	N値 出鋼ヲ示ス						
												10	20	30	40			50
1					ロム	新	暗褐色		65									
2	2M		●●●		玉石 及 礫	安定 玉石												
4	2M		●●●		砂利	硬												
6	2M		●●●		砂利	硬												
7	1M		●●●		シルト	固結層												
9	2M		●●●															
10	1M		●●●															

